

～離着陸場利用の手続きについて～

↓↓↓ まずはお読みください。 ↓↓↓

- 個人での利用はできません。(法人・団体のみ)
- 土・日・祝・年末年始等、早川町役場閉庁日は原則利用できません。
- 離着陸場には、トイレ・電源、建物はありません。
- 注意事項をお読みいただき、遵守していただけない方は利用できません。

I. 予約について

1. まずはお電話で、施設の空き状況をお問合せください。
(早川町役場 まちづくり政策課 0556-45-2513)
2. 希望日に他団体等の予約が無ければ、下記の必要事項をお伝えして予約してください。
①. 希望日時 ②. 利用団体名(法人名) ④. 担当者のお名前
④. 担当者の連絡先(連絡がとれるもの)
3. 予約ができましたら、申請書の提出をお願いします。原則、使用日の1週間前までにメール又は持参にて申請書の提出が必要ですが、事務処理の都合上、10日前までにいただけます。
4. 申請書受理後、利用可能者には「使用許可書」をメールにて送付します。

II. 使用料について

9:00～12:30 10,000円(午前1コマ)

12:30～17:00 10,000円(午後1コマ)

1時間の利用の場合 3,000円

※原則、午前・午後又は1日の利用となります。

※使用料は、使用日の初日又は最終日に役場にて納付をお願いします。

III. 使用料の減免について

1. 以下に該当すると、使用料が無料になる減免を受けられます。
 - ①. 町の執行機関及び町内の団体が使用する場合。
 - ②. 官公署が自らの事業のために使用する場合。
 - ③. 離着陸場の使用にあたり、期間中参加者が町内の宿泊施設を宿泊のために利用した場合。**
2. 減免を希望される方は、申請書と同時に減免申請書の提出をお願いします。
3. ③に該当する減免を利用する場合は、使用料減免申請書の【適用減免】欄に「③町内の宿泊施設を利用するため（宿泊施設名）」と記入してください。
※離着陸場利用者全員が宿泊施設を利用することが前提になります。
4. ③を利用する場合、使用終了後、町内の宿泊施設を利用したことがわかる領収証等の写しの提出が必要です。提出がない場合は、使用料全額を納付していただきます。

IV. その他

1. 事前の電話による相談・予約の無い申請は受付できません。必ず電話にて相談・予約をお願いします。
2. 離着陸場周辺を工事用車両が通過します。車両通過時は飛行を中止するなどして事故の無いようにお願いします。
3. 利用上の注意をよく読んで、記載内容を遵守して安全に利用してください。